

令和7年
1月1日
第150号

全植検協通報

《 発 行 》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田3-4-3
Tel 03(5294)1520



(東京駅)

新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。

本年が会員や関係者の皆様にとりまして、素晴らしい良い年となりますよう心からお祈りいたします。また、旧年中は皆様より当協会へ特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は皆さまのご協力を得て、これまで通りのスタイルで理事会及び総会を開催することができました。改めて感謝申し上げます。

昨年は日本をはじめ米国でも選挙が行われ新しい政治体制となりましたが、これまで通りの活発な経済活動を期待しております。また、ウクライナや中東での砲火は収束する気配が見られませんが、これらの地区に一日も早く平穏な日々が戻ることを切に願っております。

植物検査証明書(P/C)の添付が厳格化され、本船ばら積み貨物が航海中にくん蒸され輸入される事例が散見されております。これにより、着岸時の残存ガス濃度の測定や酸素濃度の確認など、作

業従事者の安全確保が求められております。当協会も危害防止のため、関連情報の収集と発信に努める所存です。また、植物検疫くん蒸剤(臭化メチル等)に関する情報についても、引き続き会員の皆様に迅速にお知らせしたいと考えております。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「令和6年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託し、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月18日までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも健全な協会運営に努めつつ、農林水産省担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

令和6年度神戸支部検疫研究会 講演概要

令和6年10月30日、オンライン形式により神戸支部の植物検疫研究会が開催され、神戸植物防疫所の山下統括植物検疫官（総括及び本船貨物担当）と藤島次席植物検疫官（輸出検疫担当）が講演されましたので、それらの概要を紹介します。

1 植物検疫を巡る最近の状況（山下統括）

(1) 植物防疫制度の必要性と目的：世界の食料の80%以上が植物由来であるが、世界の食料生産の20~40%が植物病害虫の被害により損失を受けている。近年、国際貿易の増加・気候変動の影響等により植物病害虫の侵入・まん延のリスクが増大するとともに、海外旅行客の増加やインターネット販売の普及等によりリスクが拡大している。このような背景から植物検疫制度の必要性は増すとともに、食料の安定供給や国内農業の振興への貢献も期待されている。

(2) 植物防疫所の業務と配置：令和6年10月1日現在、5本所16支所、34出張所及び5駐在所を設け、輸入検疫、輸出検疫、指定種苗検疫、侵入調査及び緊急防除等を実施。植物防疫官の年度末定員は984人。また、神戸管内の指定港は、海港35、空港12となっている。

(3) 国際植物検疫：植物検疫に関する国際ルール、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）、科学的知見に基づく検疫措置の決定、輸出入解禁植物と植物検疫協議の状況及び輸出促進に向けた植物検疫の取組等について説明。

(4) 国内植物検疫：侵入調査事業、緊急防除、移動規制及び指定種苗検疫について説明。

(5) 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容：病害虫の侵入リスクの高まりに対し、①植物防疫官の検査権限の強化、②中古農機等の検査対象化及び③検疫有害動植物・有害植物の定義の見直が行われた。また、病害虫のまん延防止を強化するため、病害虫が侵入した際の早期発見の調査や迅速な防除について制度化された。更に、輸出検査ニーズに対応するため、輸出検査における第三者機関の活用が制度化された。

(6) その他：近年、植物の種子や土が同封された鉛筆などの商品が、植物防疫法に基づく植物検疫の手続きを受けずに輸入され、日本国内で販売される事例があり、植物防疫所のHPにおいて注意喚起している。当所管内においても、昨年3月に

WBC（ワールドベースボールクラシック）決勝が行われた野球場（米国）の土が輸入される事例があった。また、MLB（メジャーリーグベースボール）のオールスター戦が行われた土が封入されたフォトフレーム等の日本向け輸出をうたっているインターネット情報が見受けられたため、日本法人に対し注意喚起を行った。

2 登録検査機関について（藤島次席）

(1) 登録検査機関とは：令和4年に行われた法改正により、輸入国が植物検疫証明書（P/C）を必要とする植物の検疫を円滑に実施するため、農林水産大臣が検査機関を登録し、植物防疫官が行っていた輸出検査の一部を登録検査機関が行うことができるようになった。具体的には、植物防疫法第10条第5号に「植物防疫官は、登録検査機関が輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物・物品・容器包装について検査の一部を行わないことができる」と追加された。これにより、植物防疫官に代わり、登録検査機関が輸出検査を行うことが可能となった。

(2) 登録検査機関導入の趣旨：植物防疫所との検査日時の調整が不要となり、申請者の希望どおりの検査時間など、設定が容易となる。また、輸入国の要求が多様化する中、輸出者のニーズに応じたウイルス等の精密検査が可能となる。

(3) 区分別検査の導入：輸出検査を目視検査等の区分別検査及びP/C交付のための検査に細分化された。各機関の業務実態に合わせて、実施する区分別検査（栽培地検査、精密検査、消毒検査及び目視検査）を選択できることとなった。

(4) 登録申請時に必要となる基準：登録申請に当たっては、①検査員の知識及び技能、②機械器具類及び③組織体制を整える必要がある。

(5) 登録検査機関の登録（手続の流れ）：登録手続は次のような段階を踏んで進められます。①登録申請書の作成、②登録申請書の提出、③審査（書

類、実地検査)、④登録免許税の納付依頼、⑤登録免許税の納付(納付後、領収証書原本を提出)、⑥登録台帳への記帳、⑦業務規程の作成、⑧業務規程の認可申請、⑨審査、⑩認可通知。登録申請は、原則として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)により行うこと。区分別検査申請及び検査報告書の提出についても eMAFF を利用。輸

出検査申請については、電子申請(NACCS・Web-APS)を利用願いたい。

(6) 質疑応答での説明:2023年(4-12月)の登録検査機関の検査実績は次のとおり。栽培地検査3件(穂木等)、消毒検査0件、精密検査476件(種子等)、目視検査102件(切花、製材、製茶、中古農機等)

カナダ産植物の *Potato spindle tuber viroid* を対象とした緊急的な輸入検査対応

令和6年10月9日付けで農林水産省植物防疫課から標記の通知がありました。通知によれば、令和6年8月、隔離栽培検査において、本ウイロイドの発生国としていないカナダを原産地とした植物から本ウイロイドが検出された事例があった

ことから、本ウイロイドの侵入を防止するためカナダを原産地とする宿主植物を対象に、令和6年10月10日から当面の間、遺伝子検定を実施するとしています。

タイ産トマト種子からの *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) の検出に係る対応

令和6年10月31日付けで農林水産省植物防疫課から標記の通知がありました。通知によれば、令和6年8月、日本から中国に再輸出したタイ産トマト種子について、中国が実施した輸入検査で ToBRFV が検出されたとの通知があったことから、別の荷口のタイ産トマト種子について植物防疫所で検査を行ったところ、同様に ToBRFV が検出さ

れました。この事例を受け、農林水産省では ToBRFV の侵入及びまん延を防止するため、タイ側に原因究明と改善を要求するとともに、それまでの間、植物防疫所では輸入検査を強化するとしています。具体的には、タイから輸入される ToBRFV の宿主植物を対象に、令和6年11月1日から遺伝子検定を実施するとしています。

フィリピン産ハス種アボカド生果実が輸入解禁

令和6年11月8日、農林水産省はフィリピン産ハス種アボカド生果実の輸入に関し、植物防疫法施行規則(省令)の一部を改正するとともに、農林水産大臣が定める基準(告示)を公布し同日付けで施行しました。また、これに伴い「フィリピン産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」(局長通知)を制定しました。主な植物検疫条件は、①指定園地で生産されたハス種アボカドの未成熟果実であって傷のないものである

こと、②指定生産園地において20ヘクタール当たり1個のトラップを設置し、1週間ごとの誘殺虫を調べ、1日当たり8.25頭を超えていないことを確認すること、③船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること、④フィリピン植物防疫機関により検査され、検疫有害動植物が付着していないことを認める(又は信ずる)旨の記載がされている植物検疫証明書が添付されていることなどとしています。

条件付きベトナム産生果実の植物検疫実施細則の一部改正について

令和6年11月26日、農林水産省植物防疫課からベトナム側との協議の結果、現地での植物防疫官の

確認方法が立会制から査察制へ移行した旨の通知がありました。これに伴い、検査証明書への植物防疫官

の付記がなくなるため、輸入植物検疫規程第1条第1項の規定が適用されることとなりました。なお、本措置の運用は令和6年11月26日以降に発給された

検査証明書を添付し輸入される対象植物が対象となります。

令和6年度植物検疫全国研修会の開催について

今年度の植物検疫全国研修会は次の日程で開催予定です。多数の参加をお待ちしております。

日時：令和7年2月4日（火）13:00～17:00

場所：TKP 神田ビジネスセンター（千代田区神田美土代町3-2 神田アベビル6階）

演題：①輸入植物検疫において発見される害虫（仮題）

横浜植物防疫所東京支所次席同定官 源河正明氏

②輸出植物検疫と農産物輸出の概要（仮題）

農林水産省植物防疫課課長補佐 谷口英樹氏

③登録検査機関の現状について（仮題）

（株）JEVIC 島田和彦氏

④植物検疫を巡る最近の状況（仮題）

農林水産省植物防疫課課長補佐 中川寛章氏

現地見学会（現地集合、現地解散）

日時：令和7年2月5日（水）10:00～11:30

場所：羽田空港（植物検疫施設の見学）

事務局だより（今後の予定）

- 1月24日（金） 第6回植物防疫検討会（農林水産省）
- 2月4日（火） 令和6年度植物検疫全国研修会（TKP 神田ビジネスセンター）
- 2月5日（水） 現地見学会（横浜植物防疫所羽田空港支所）
- 2月20日（木） 第15回業務企画委員会（サニー貸会議室）
- 3月7日（金） 第39回理事会（アートホテル日暮里ラングウッド）
- 4月下旬 会計監査
- 5月中旬 第40回理事会（書面決議）
- 6月17日（火） 第41回理事会・第14回定時社員総会、アートホテル日暮里ラングウッド

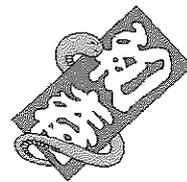
編集後記

明けましておめでとうございます。

巻頭写真は丸の内行幸通りから見た東京駅です。東京駅は1914年に開業し戦災で一部焼失しましたが、2012年復旧保存工事を終え現在に至っています。開業から110年、背面の八重洲側には建設中の超高層ビルも見えます。新幹線が南北に走り、日本経済の大

動脈としての役割を果たしています。今後も美しい姿で日本の表玄関として牽引してくれることでしょう。

本年も皆様のご健勝と益々のご活躍を祈念致します。



EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027を
応援しています